

事 務 連 絡  
令 和 3 年 4 月 1 日

業界団体の長 あて

国 土 交 通 省  
不 動 産 ・ 建 設 経 済 局  
建 設 市 場 整 備 課

### 印紙税非課税措置についての周知方協力依頼について

「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」により、東日本大震災により滅失し、又は損壊したため取り壊した建物の代替建物を取得する場合等において、その被災をされた方（被災者）が作成する「不動産の譲渡に関する契約書」、「建設工事の請負に関する契約書」等について、印紙税を非課税とする措置が設けられています。

今般、「所得税法等の一部を改正する法律」が施行され、印紙税の非課税措置の適用期限が、令和8年3月31日まで延長されました。

つきましては、国税庁が作成した「東日本大震災により被害を受けられた方が作成する契約書に係る印紙税の非課税措置について」等の周知用リーフレットを送付いたしますので、貴団体傘下の建設業者等に対する周知方宜しく願います。

なお、本リーフレットにつきましては、令和3年4月1日から国税庁のホームページ（<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/higashinihon/tokurei/zeikin.htm>）にて掲載されますので、ご参考までに併せて連絡します。